

# 令和8年度の国民健康保険税率を改正

☎・国保年金課(資格・給付、国保の仕組み) ☎・☎(582) 1120 ☎(583) 9738  
 ・税務課(課税の内容) ☎・☎(582) 1115 ☎(583) 9738  
 ・納税課(納付の相談) ☎・☎(582) 1118 ☎(583) 9738

令和8年度の国民健康保険税の税率を、下表のとおり改正します。また、新たに子ども・子育て支援納付金分の納付が開始されます。

## 税率の改正内容

	医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度
所得割	6.57%	6.41%	2.70%	2.45%	2.35%	2.31%
均等割 1人当たり	29,086円	27,600円	12,193円	12,400円	12,720円	12,600円
平等割 1世帯当たり	20,670円	15,600円	8,583円	7,800円	6,330円	6,200円
課税限度額	66万円	67万円	26万円(改正なし)		17万円(改正なし)	

※低所得世帯の人は、均等割と平等割が軽減されます。

## 子ども・子育て支援納付金分

国の少子化対策として、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子ども・子育て支援策の拡充が順次行われています。そのための財源の一部を、子ども・子育て支援納付金分として令和8年度からすべての健康保険に割り当てられ、負担することとなりました。

## 税率

	【新】子ども・子育て支援納付金分
所得割	0.24%
均等割 1人当たり	1,300円*
18歳以上均等割 1人当たり	100円
平等割 1世帯当たり	800円
課税限度額	3万円

※均等割は、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前(高校生世代まで)の人は全額軽減されます。軽減された分は18歳以上の被保険者が分かち合って負担します。

## 均等割・平等割額の5割・2割軽減の対象世帯の拡大

低所得世帯の人の軽減判定所得が、右記のとおりとなり、対象世帯が拡大されます。

軽減割合	令和7年度	令和8年度
5割	43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が、ほかの固定資産との比較により、自分の固定資産の評価額が適正かどうかを判断できるよう、土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

☎6月1日(月)まで

- ☎・土地の納税者(土地価格等縦覧帳簿)
- ・家屋の納税者(家屋価格等縦覧帳簿)
- 持・マイナンバーカード、運転免許証、納税通知書、課税明細書など本人確認ができるもの
- ・代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認ができるもの

☎・☎税務課

☎・☎(582) 1115  
☎(583) 9738

## 令和8年度 国民年金保険料

令和8年度(令和8年4月分～令和9年3月分)の国民年金保険料額は、月額1万7,920円です。

国民年金保険料は、日本年金機構から発行される納付書で、コンビニや金融機関、スマホアプリ決済サービスなどで納めることができるほか、事前申し込みにより、口座振替、クレジットカードで納めることもできます(市役所窓口でも、口座振替などの申し込みは可)。

また、前納制度・口座振替早割制度を利用すると割引されます。詳しくは、下記☎をご覧ください。下記へお問い合わせください。

### 保険料は、納付期限までに納めましょう

国民年金保険料は、納付案内書に記載されている納付期限までに納めましょう。未納のままにしておくと、障害や遺族の年金、老後の年金が受けられなくなることがあります。また、保険料は納付期限から2年経過すると、時効により納められなくなります。

経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合は、申請により、保険料が免除される制度(所得制限あり)があります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

☎・日本年金機構 草津年金事務所

☎(567) 2220

・国保年金課

☎・☎(582) 1120 ☎(583) 9738



日本年金機構  
ホームページ